

我が国における 使用済バッテリーコンの現状 と バッテリーコンマーケットによる リサイクルの取り組み

平成23年 7月25日

一般社団法人
バッテリコン3R推進協会

目 次

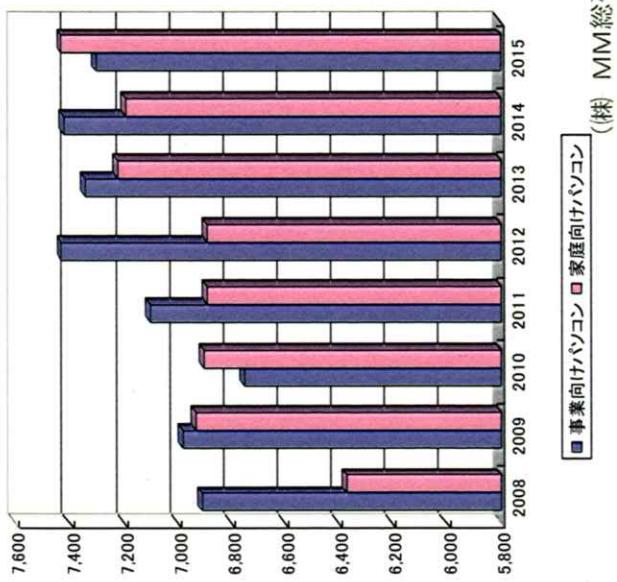
- I. パソコンおよびその回収システムの特徴
- II. 家庭系使用済パソコンの現状
- III. 事業系使用済パソコンの現状
- IV. 使用済パソコンのリサイクル処理および
廃棄物処理法に基づく広域認定制度
- V. 参考資料

I. パン/コンがよびそりの回収システムの特徴

(1) パソコンの排出形態

- パソコンは幅広く使用され、企業にはシステム販売、家庭には量販店などで単品販売される。
- 使用済パソコンは、廃棄物処理法上、事業系は「産廃」、家庭系は「一廃」となる。
- パソコンは情報機器であり、廃棄に際しては、厳重な情報漏洩対策のため、個体管理が必要となる。

(図1) 事業向け／家庭向けパソコンの出荷台数推移



- ◆ 使用済パソコンの回収リサイクルのシステムは、複雑にならざるを得ない。

(2) 使用済パソコンの排出ルート

- 使用済パソコンのユーザからの排出ルートは多数あり、パソコンメーカーは、ユーザにとつて、多様な排出ルートの中の一つでしかない。
- 排出された使用済パソコンの多くは、「廃棄物」ではなく、「有価物」として流通している。



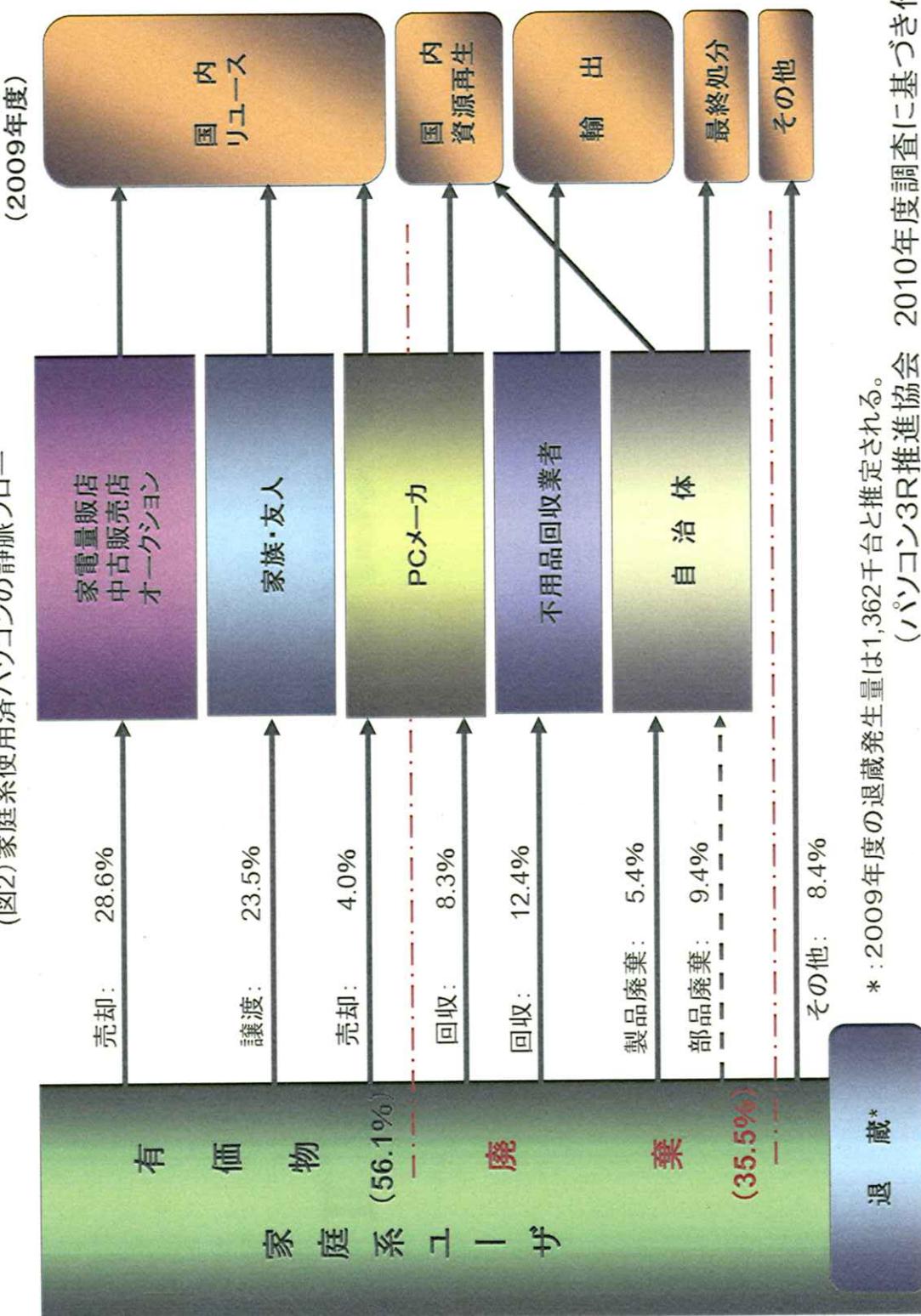
- ◆ 使用済パソコンは、「有価物」としての社会的な循環システムが既に形成されており、有価物として流通するものは、パソコンメーカーの努力だけでは回収リサイクルできない。

II. 家庭系使用清／ハ／ゴ／ノの現状

[1] 家庭系使用済パソコンの排出状況

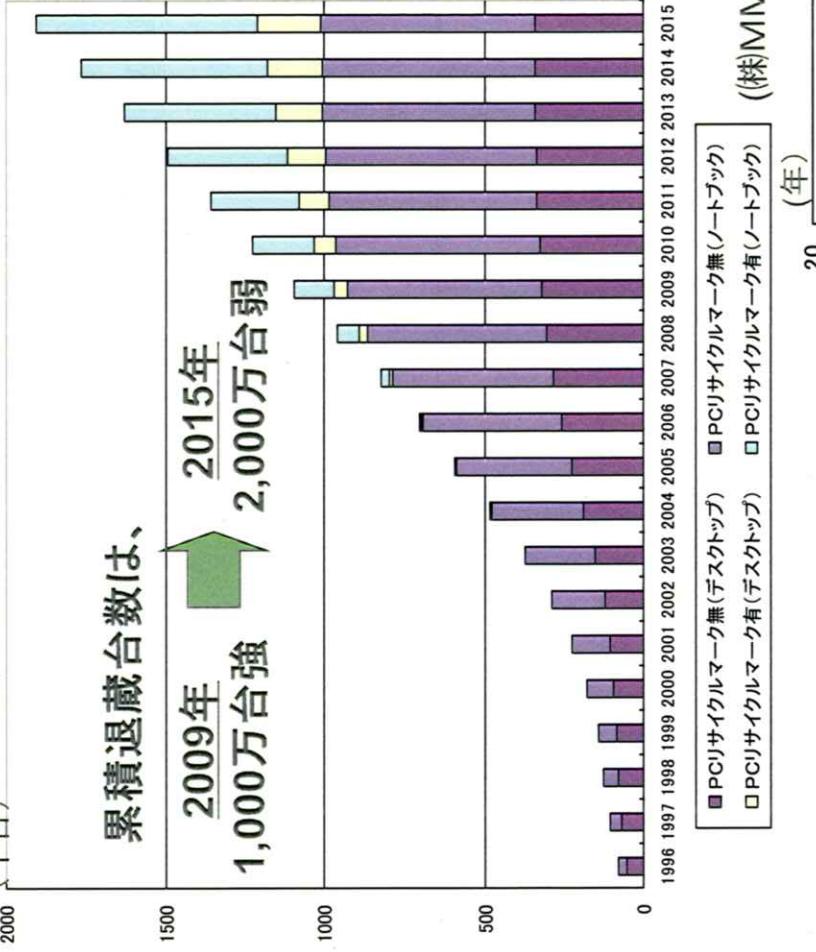
- 使用済パソコンは有価で回収を行う事業者が多く、半数以上が有価物で流通している。
- 自治体へは、製品としての行政回収が停止されても、解体後に部品として廃棄される。
- 不用品回収業者は有償回収しているケースも多く、回収された使用済パソコンの殆どは海外に輸出されている。

(図2)家庭系使用済パソコンの静脈フロー



[2] 累積退蔵台数の推移

(千台) (図3) 使用済パソコンの累積退蔵台数



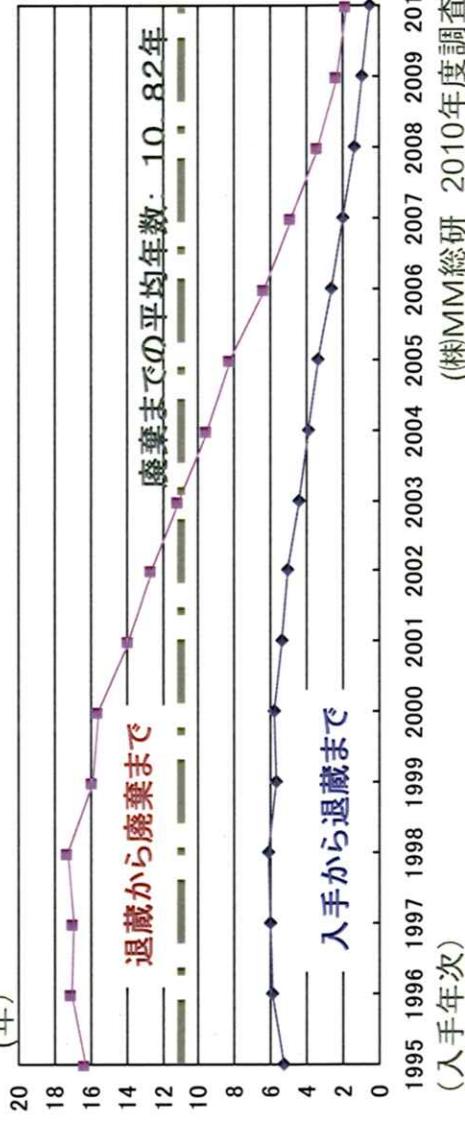
- PCIサイクルマーク付き製品(無償回収)であっても「PCIリサイクルマーク無し」(有償回収)と同様のペースで退蔵される傾向にある。

- 累積退蔵台数は、
- 毎年度、100万台超が新たに退蔵されていく。
- 退蔵されるパソコンでは、ノートブックの数量が圧倒的に多い。



◆パソコンの退蔵されやすい商品特性:

- ① 小型で場所を取らない
- ② 個人情報を記録している

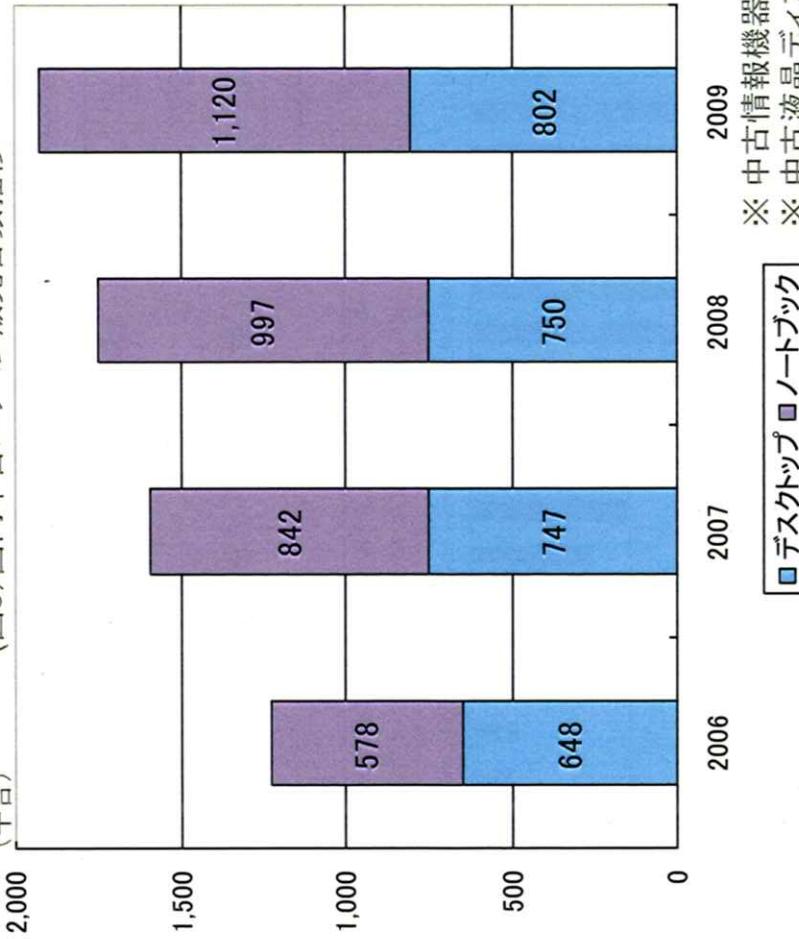


- ◆ パソコンが廃棄されるまでの平均年数は、約10年と長期となっている。

(図4) 使用済パソコンの廃棄までの所用年数
(ノートブックパソコン)
(株)MM総研 2010年度調査
(入手年次)

(3) 国内中古パソコン市場の動向

(図5) 国内中古パソコン販売台数推移



- 国内の中古パソコン市場は、2桁成長が継続している。

2006 2007 2008 2009
 — 129.6% 110.0% 110.0%

- 商品価値の高いノートブックパソコンの構成比が上昇している。

2006 2007 2008 2009
 47.1% 53.0% 57.1% 58.3%

- 市場成長に対する(+)(-)要因:
 (+)高機能の企業向けパソコンの大量流通
 (-)新品との価格差の減少

- 家電量販店業界等が買取る使用済パソコンは、中古市場でリユースされなければ、提携再資源化業者によりリサイクルされている。
 - ・中古情報機器協会(RITEA)では、「RITEA認定情報機器再資源化事業者資格」制度を設け、会員企業のリサイクルレベルの向上を図っている。

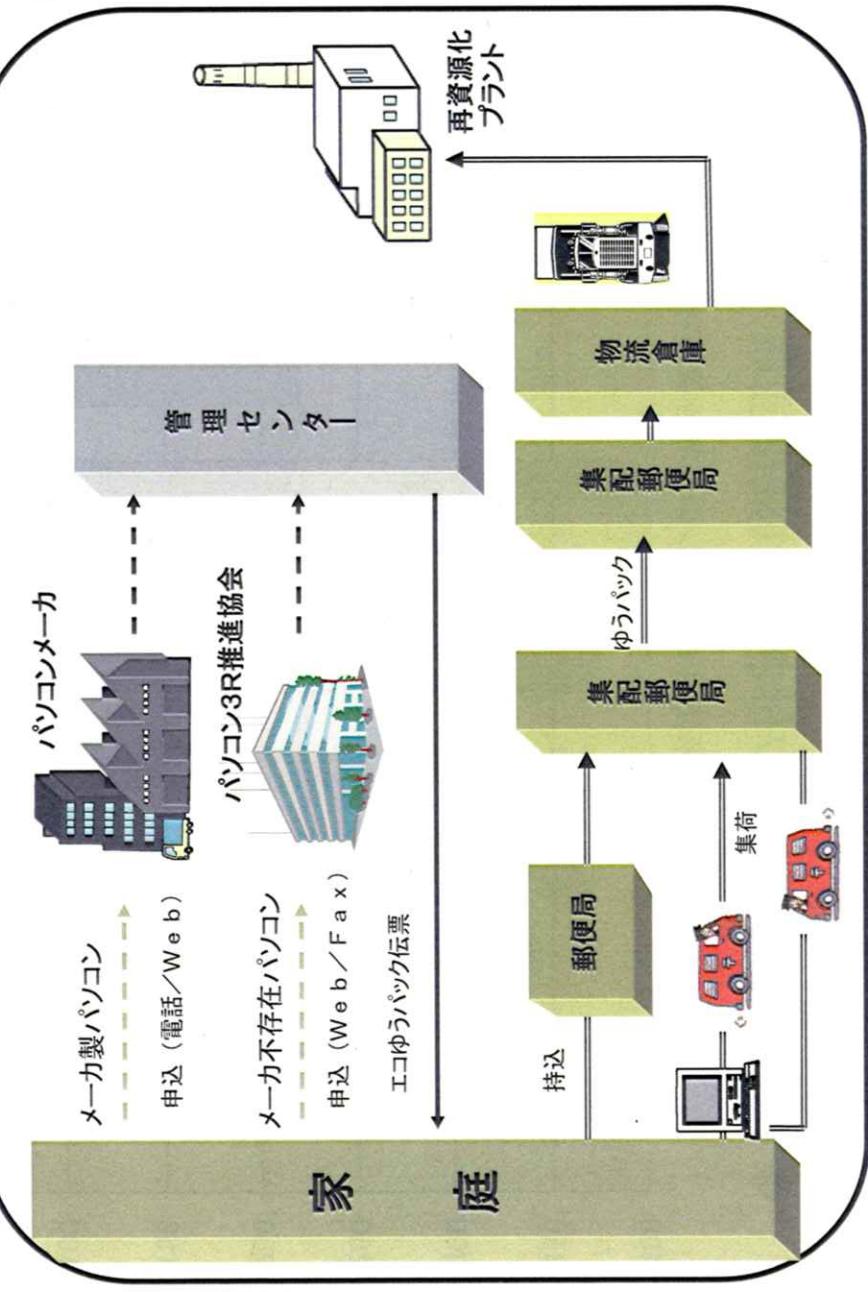
(4) パソコンメーカーによる家庭系使用済パソコンの回収

- ・家庭系使用済パソコンの回収(では)、販売時における販売店回収が主たるルートとなりにくいくことから、(中略)
- ・宅配便の全国集荷拠点(約2,000ヶ所)等の指定回収場所としての活用を検討することと
- ・消費者の実態を考慮して、回収サービスの提供等を含め、消費者の利便性の高い、実効性のある回収・リサイクルの仕組みを総合的に検討すること

(産構審／中環審合同会合(パソコン3R)報告書2002.5 から抜粋)

(図6)家庭系使用済パソコンの回収スキーム

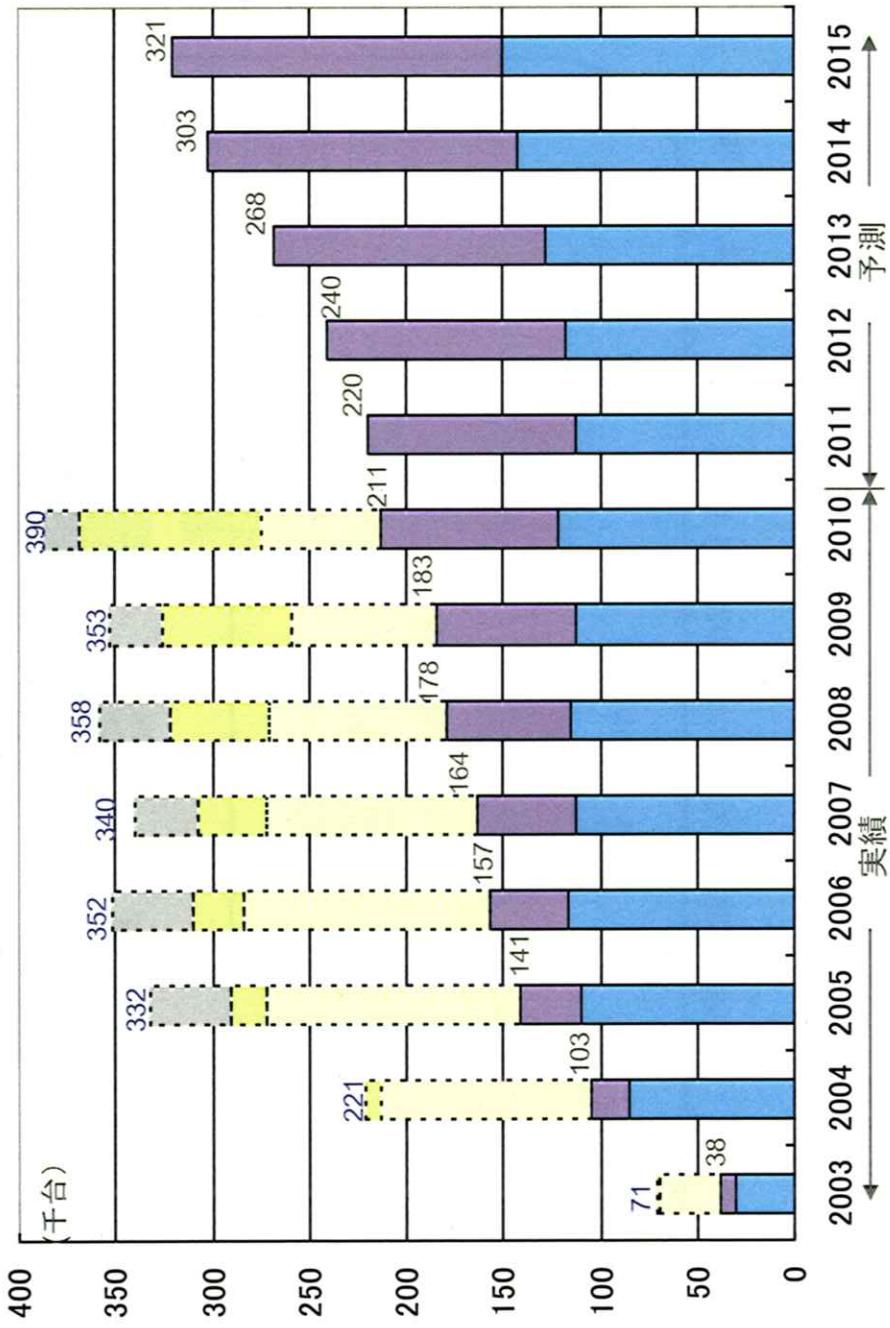
2003.10.1 開始



(5) 家庭系使用済パソコンのメーカー回収実績と予測

◆ PCIリサイクルマーク付き製品(無償回収)比率の拡大に伴い、今後は回収量が増大

(図7)家庭系使用済パソコンの回収台数推移

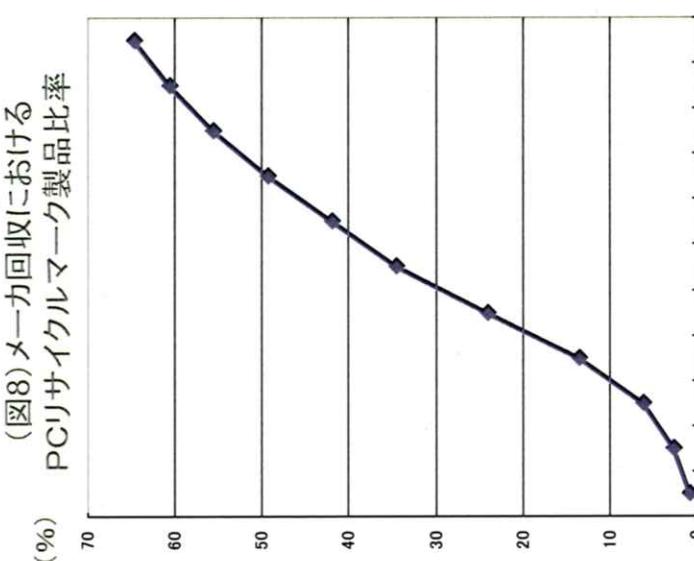


※上の数字はリサイクルおよび製品リユースの合計。

下の数字はリサイクルのデスクトップとノートブックの合計。

※ディスプレイ一体型パソコンは、ディスプレイに含まれる。

(実績:パソコン3R推進協会、予測:(株)MM総研)

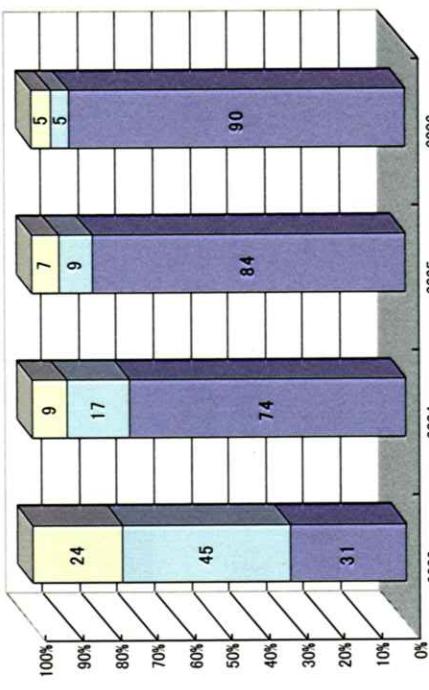


※PCIリサイクルマーク付き製品の比率は、2015年度に65%と推定

(株)MM総研 2010年度調査

(7)自治体におけるパソコンリサイクル

(図9)市区町村におけるパソコンリサイクルへの取組状況

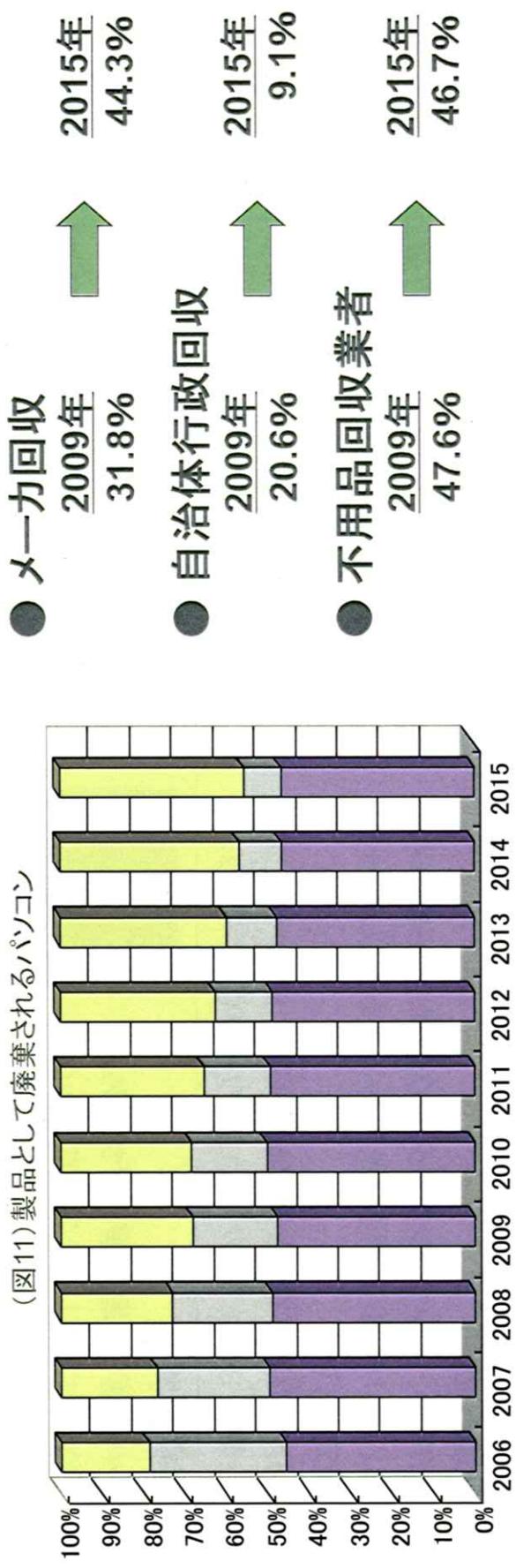


- メーク力製パソコンを行政回収しない市区町村は95%に達している。
- ・パソコンリサイクル制度の市区町村における認知向上
- ・メーク力不存在パソコンの回収の実施により、「義務者不存在のみ行政回収」の市区町村が減少
- パソコンの行政回収は止めたが、独自の取組みを推進している自治体もある。

(図10)自治体の独自取り組み事例

<p>北海道札幌市</p> <p>○法律上、パソコンリサイクルの対象とならないものに、(財)札幌市環境事業協会による回収ルートを設定(有料)</p> <p>・メーカー不存在(撤退・倒産メーク、自作)パソコン</p> <p>・重量1kg以下のパソコン、ワープロ、プリンタ、他</p>	<p>宮城県仙台市</p> <p>○PCリサイクルマークがなく、有償回収となるパソコンに、独自の回収ルートを設定(有料)</p> <p>・許可業者に収集申込</p> <p>・リサイクル施設持込(横浜金属商事(株))</p>	<p>東京都足立区</p> <p>○区独自の家庭系パソコンリサイクル事業として、区指定の持込場所への持ち込みによる回収を実施(有料)</p> <p>(要興業株)鹿浜リサイクルセンター</p>
---	--	--

(8) 使用済パソコン廃棄ルート構成比の推移



- ◆ 家庭から廃棄される使用済パソコンは、不用品回収業者への流出を止めない限り、どのような仕組みで回収しようとしても、現行制度以上に回収量を増大させることは困難と考えられる。

【参考】不用品回収業者に関する「消費者アンケート調査」（調査対象：家電4品目）

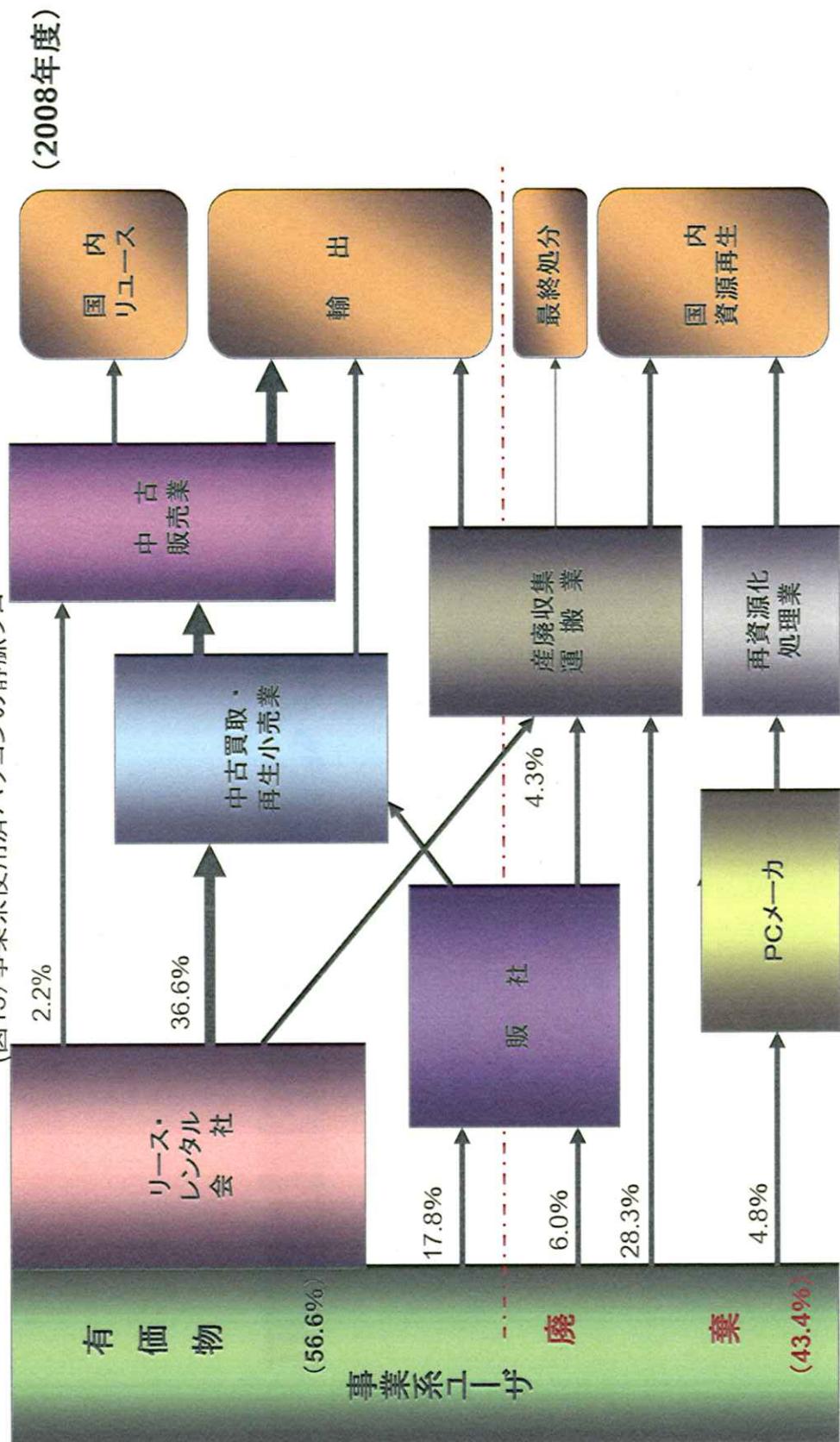


III. 事業系使用済みゴミの現状

(1) 事業系使用済パソコンの排出状況

- 排出される事業系使用済パソコンの約60%は、リース・レンタル終了品であり、販社による下取りも日常化している。有価物としての流通は50%を越える。
- 中古品輸出とスクラップ輸出の比率(2008年度)は4:6と推定され、輸出されるパソコンの69%は中古販売業者から流れれる。
- 不用品回収業者の集めた家庭系使用済パソコンも輸出の10%に相当する。

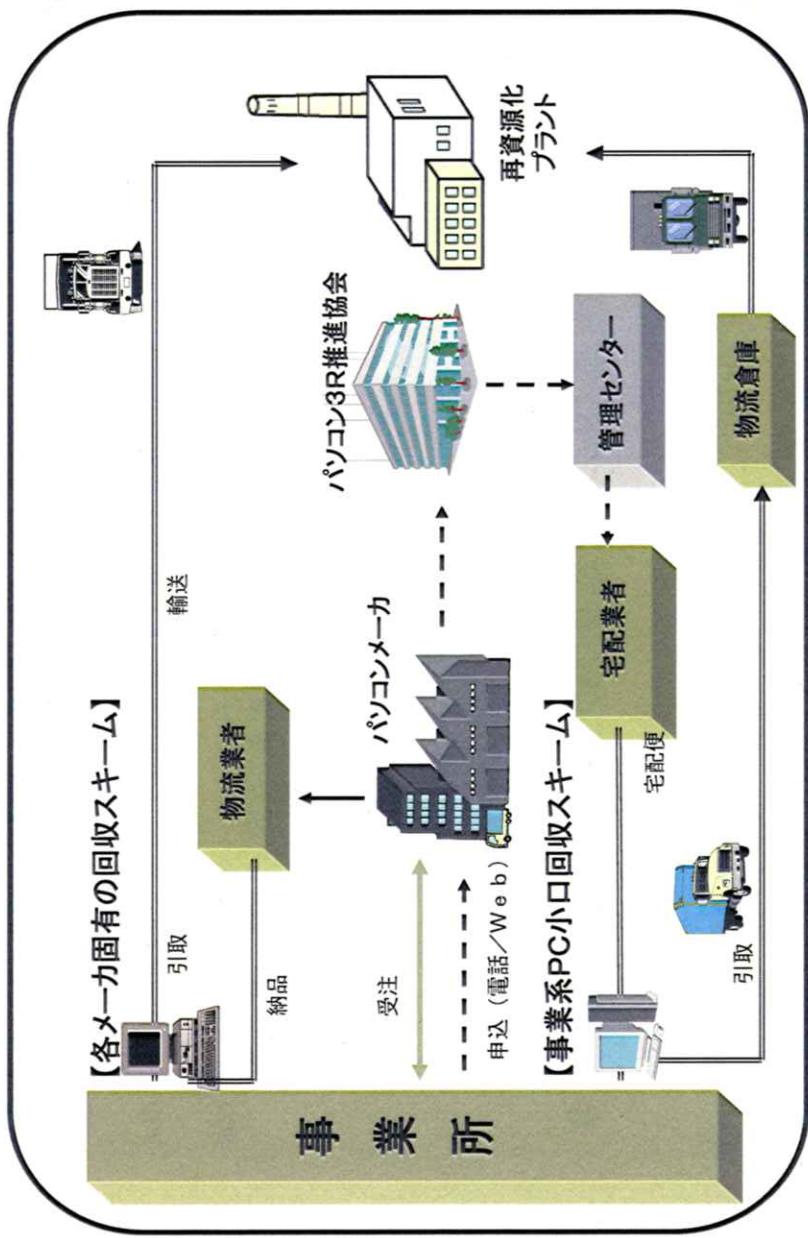
(図13) 事業系使用済パソコンの静脈フロー



(2) パソコンメーカーによる事業系使用済パソコンのリサイクル

- 排出される使用済パソコンのうち約8割を占める事業系使用済パソコン製品については、
①産業廃棄物については、廃棄物処理法上、適正な処理が排出者に義務付けられており、排出時に費用負担することが一般的に定着していること、
②これまで先行メーカーは回収時徴収により回収・再資源化を行っていること、
等から、料金を回収時徴収する仕組みのもとに、平成13年4月から製造事業者等に対する義務付けを行い、製造事業者等においては、速やかに回収・再資源化等体制を整備し、回収・再資源化を本格的に実施することとする。
(産構審／中環審合同会合(パソコン3R)報告書2000.12 から抜粋)

(図14)事業系使用済パソコンの回収スキーム 2001.4.1 開始



(パソコン3R推進協会)

(3) 事業系使用済パソコンのメーカー回収実績

- 有価での排出ルートがあることから、使用済パソコンの排出は景気や経済環境などに左右されやすく、安定した回収量の確保は難しい。



- ◆ 事業系ユーザーから有価物としての使用済パソコンの売却が増大し、2007年度以降のメーカー回収実績は低迷している。

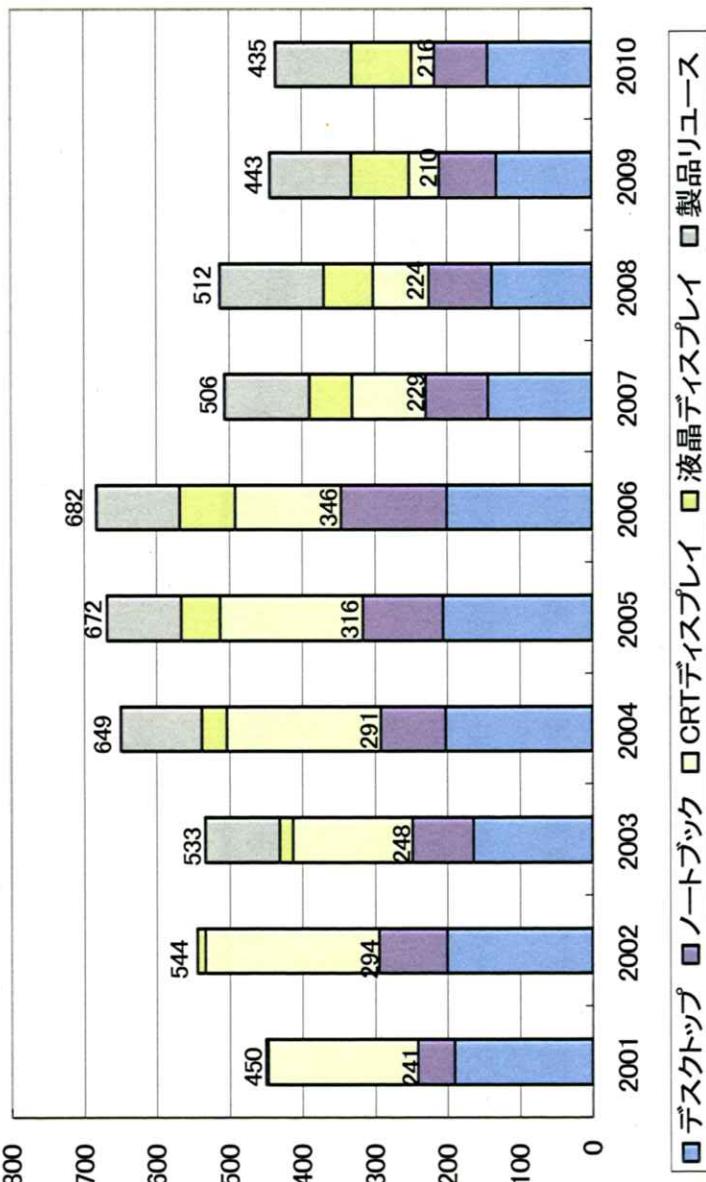
● 不況の影響

- ・使用期間の長期化
- ・企業ユーザーの排出コスト削減
- ・リース会社の廃棄コスト削減

● 資源価値の高騰

- ・中国等における金属需要の高揚

(千台) (図15) 事業系使用済パソコンの回収台数推移



※ 上の数字は、リサイクルおよび
製品リユースの合計。

下の数字は、デスクトップとノート
ブックのリサイクル台数の合計。
(単位:千台)

※ ディスプレイ一体型パソコンは、
ディスプレイに含まれる。

IV. 使用済／パ／コンのリサイクル処理および 廃棄物処理法に基づく広域認定制度

リサイクル処理

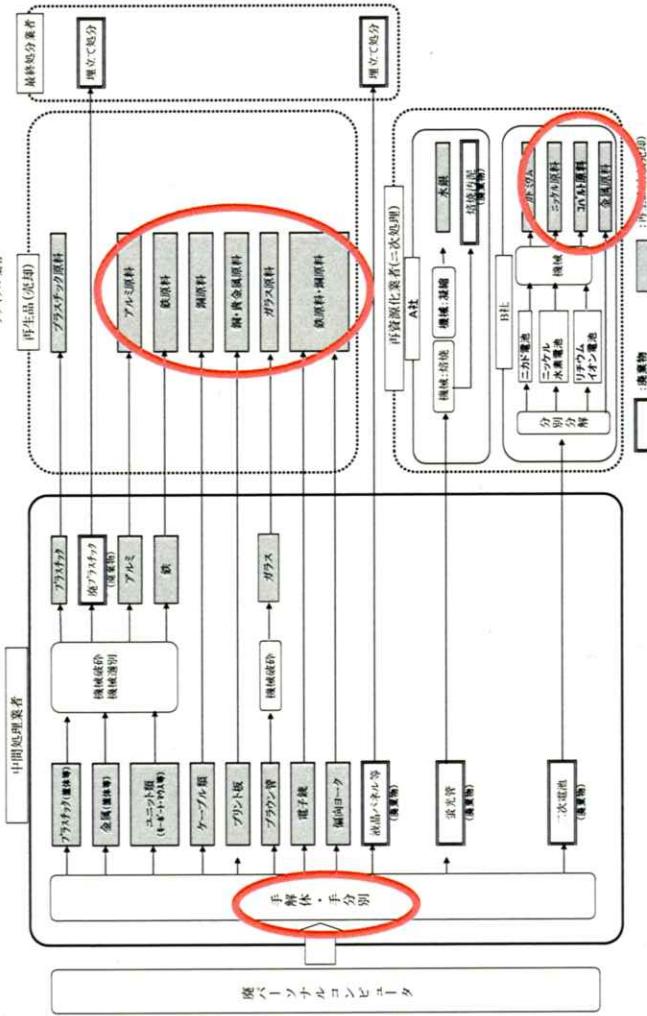
資源有効利用促進法の定める
パソコンのリサイクル処理：

再生部品利用
 ⇒ マテリアルリサイクル
 ⇒ ケミカルリサイクル



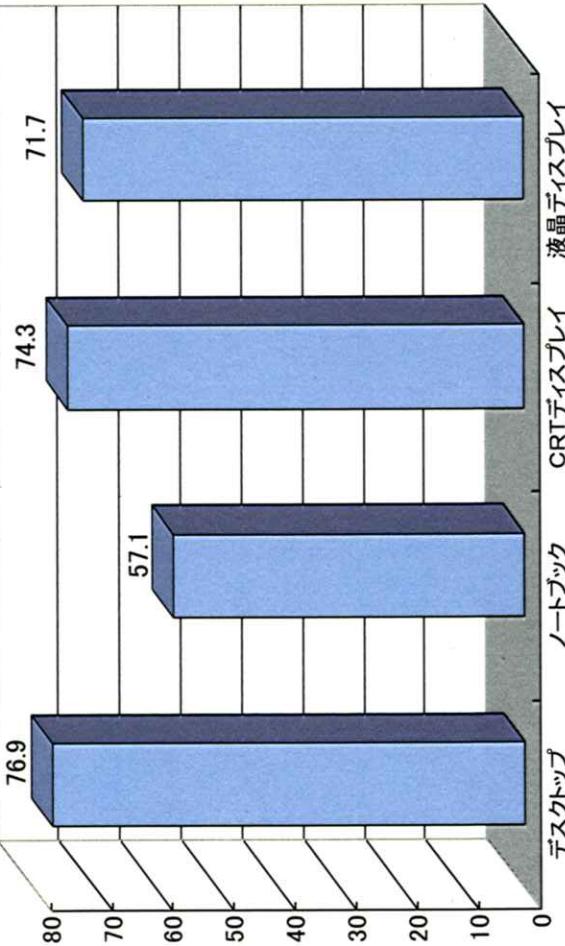
◆ 基本的には、全て手解体・手分別
 し、リサイクル処理・資源回収。

(図16) 使用済パソコンの一般的な資源化フロー



(パソコン3R推進協会)

(図17) 使用済パソコンの資源再利用率 2009年度



(パソコン3R推進協会)

- 手解体していることにより、各品目とも法定目標値を大幅達成している。

- 中間処理業者に対しては、処理費を負担の上、業務委託している。

- 資源として再利用されている金属は、
鉄、銅、アルミニウムなど。

※法定目標値：
デスクトップ
ノートブック

50% CRTディスプレイ : 55%
20% 液晶ディスプレイ : 55%

(2) 事業者における広域認定期制度運用上の課題

- ◆ 環境省殿への登録・申請および変更申請・届出における法に順じた手続き確保によるリサイクル業務の停滞が見られる。
- 申請内容が広範かつ精緻なため、早期のリサイクル業務開始が困難となっている。

- ・委託先の収集・運搬業者の氏名、代表者、住所(数百社～数千社分)
- ・委託先の処分業者の氏名、代表者、住所、業許可情報、施設許可情報(～数十社分)
- ・委託先の処分業者での処理方法(処理フロー)と処理の内容
- ・委託先の処分業者で処理後の廃棄物の委託先(許可有二次処分業者)の氏名、代表者、住所、業許可情報、施設許可情報
- ・排出から最終処分までの一連の処理の流れと各段階での処理の内容

- 膨大な申請内容の変更申請・届出の厳密なフォローが業務の停滞を招いている。
 - ・変更届出：届出事由発生から10日以内
 - ・変更申請：変更申請受理まで実施不可

- ◆ 他社製品回収に関する制約力があり、システム回収に支障が生じている。

- ・広域認定の対象は、原則、自社製品のみで、他社製品と組み合わされたシステムは回収が困難となる。

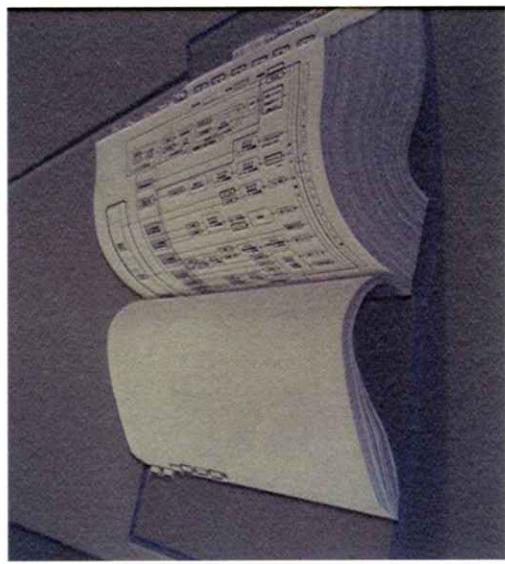
- ◆ 申請者要件としての「経理的基礎」から、責務者でありながら自社で広域認定を取得できないメーカーが発生している。

- ・申請事業者が債務超過の場合には、申請すら認められず、資源有効利用促進法での責務者であっても、廃棄物としての回収ができず、有価で買取りをしなければならないケースも発生する。

- ◆ 地方環境事務所のみが申請窓口となる場合が出てきている。

- ・例えば、大手町に本社のある事業者であっても、さいたま市の地方環境事務所が申請窓口となり、申請手続きでの説明工数が増大し、場合によっては審査期間が長期化している。

(図18)－廃広域認定期制度申請書類



V. 維持
遺傳
材料

(参考-1)調査の概要

●2009年度調査

1. 調査目的

使用済みパソコンおよびディスプレイの発生量、廃棄動向、流通フローの実態を明らかにする。

1. 調査目的

- ①2015年度までの家庭系パソコン、ディスプレイのメーカー回収量を推計する
- ②製品カテゴリー別の無償回収(PCリサイクルマーク有り)比率の推移を推計する

2. 調査手法

2. 調査手法

①アンケート調査形式:

- ・家庭系ユーザーへのWebアンケート調査
- ・一次調査と二次調査の2段階形式(一次調査から二次調査に進む条件)
 - 「2006年以前に退蔵を始めたパソコンを現在も所有しているユーザー」
 - ・PCリサイクル制度を正しく理解している回答者を把握できることを用意し、正しく理解している回答者に絞っても全体を分析できる構成とした。

②調査実施期間:2010年9月3日～9月9日(計7日間)

回答者数は3,000人。

パソコンの所有経験、保有(所有)状況、利用状況、退蔵状況、排出状況、排出方法を問うものとし、設問数は全2問

③アンケート調査回答者数:	・二次調査のサンプル数として3,000人を得ることとし、この結果、一次調査回答者数は42,939人(=世帯)となった。
・一次調査で回答者にそれぞれの世帯でのパソコン・ディスプレイの所有経験をタイプ別に聞いたことにより、台数ベースで換算した回答数は以下となつた。	
一デスクトップ	55,984台

一ノート 61,785台
一ディスプレイ 51,340台 (合計 169,109台)

(参考-2) 家庭向けパソコンの出荷(新品+中古)台数 (2010年度調査の排出量、メーカー別推定で採用)

(万台)

(図19)家庭向けパソコン出荷台数推移

